

プラテア=ひろば

PLATEA

2012.1.1 第54号

たかさき法律事務所

TEL011-261-7738 FAX011-261-7718

札幌市中央区大通西10丁目第3有楽寺島ビル7F



滝之上発電所（滝の上公園・夕張市）

明けまして
おめでとうございます

「あの日」から9か月。復興は進まず、
原発災害の福島県外避難者は、いまだ
5万人以上にのぼり、事故の収束の方向
も見えない。

野田首相は、TPP（環太平洋連携協定）
交渉参加を表明した。TPPは多国間の
自由経済ルールのように見えるが、中身
は米国による都合の良いルール作りであ
る。米国では、医療、教育、介護など、
商品として個人が負担する仕組みになっ
ている。農林漁業の壊滅だけでなく、国
民皆保険制の崩壊などが見えてくる。さ
らに、市場開放、民営化等の押し付けが
くる。

これは、構造改革の名のもと社会保障
費抑制で医療難民や介護難民が生まれ、
規制緩和で派遣社員などの非正規労働者
を大量に輩出させた小泉「構造改革」の
再来である。

それは、大震災の復興に逆向し、社会
的連帯、相互扶助による「ポスト3・11」
社会、人間らしく生きることでできる社
会の否定である。
許してはいけない。

2012年元旦

たかさき法律事務所一同

昨年10月30日、「なくせ！原発ふくしま集会」に1万人が集った。

「私たちは、このふくしまから訴えます。全国に、世界中に訴えます。安心して子どもを生み育て、安心して暮らし、安心して働ける、そんな当たり前な生活を1日も早く取り戻すために。」とのアピールを採択した。今回、被害を一層深刻化させ、復興に大きな困難をもたらせたとして、小泉政権の地方構造改革が指摘されている。自治体の財政赤字、公務員リストラ、福祉施設の削減、市町村合併などである。「この10年間で進められた市町村合併がどれだけ今回マインナスに働いていることか。接着剤



が補助金だったせいもあり、融合しきっていない。そこへ大震災が起きてバラバラに離れてしまった。復旧策をそれぞれの旧町で平等にするために、会議の数がやたらと増え、前に進まないところもあります。」(作家・福聚寺住職玄侑宗久)の指摘などその典型例である。また、過度な効率化社会の中で、皮肉にも、大震災によって、大型スーパーやコンビニといった広域流通に頼ったところが壊滅し、地場産品を扱ったところが営業を続けることができたという。原発事故も、利益を優先に安全対策を怠った東京電力と、それを後押しした国が引き起こした「人災」で



宮城県山元町 海岸に積まれた瓦礫

あり、利益誘導型手法のゆがみの現れである。

被災者は、9か月を過ぎた今でも、家族とともに暮らすことも、希望を持って生きることも、差別されずに生きることも阻害されている。それは憲法13条の幸福追求権の侵害である。平和的生存権、子どもの教育を受ける権利、職業選択の自由等々、憲法で保障されている人間らしく生きる権利が侵害されている。今緊急に求められる復興は、被災地域の地

新防衛大綱

弁護士 菅原 仁人

平成22年12月、今後10年間の安保防衛政策を定める「新防衛大綱」が閣議決定された。この「大綱」は、これまでの専守防衛を前提とした「基盤的防衛力」を放棄し、即応性・機動性等を備えた「動的防衛力」構想を打ち出した。これは、「平時が戦時」という認識や中国・北朝鮮の脅威論を前提にしたものである。すなわち、必要に応じて自衛隊をどこにでも緊急展開できる体制づくりを進め、南西諸島の軍事力強化を図るものである。

また、「大綱」のもとで、PKO参加5原則のあり方を検討課題とし、自衛隊の海外派兵の要件緩和、武器輸出3原則を見直す方向でもある。

このように、新防衛大綱は、これまでの専守防衛政策を質的に転換させ、近隣諸国に対し、「軍事力をぎらつかせる」ことを宣言するもので、戦争の放棄を定めた憲法9条の明文改憲に結びつくことが懸念される。



宮城県山元町 破壊された護岸堤防

場産業、農業の復活と、新しい社会福祉型社会への転換である。

しかし、野田政権は、TPP参加、普天間基地辺野古移設、消費税増税、「地域主権改革」導入等を押し進めようとしている。格差と貧困をもたらし労働者派遣法改正案から、「登録型・製造業派遣の原則禁止規定」を削除することも決めた。この野田政権の姿勢は、紛れもなく、構造改革路線への回帰、日米同盟路線への回帰である。

民主党は、2009年、自公政権が進めてきた、構造改革の矛盾の爆発、貧困と格差に反対する国民の声に支持されて、政権交代を実現した。構造改革路線への回帰は、国民の期待を裏切るだけではなく、ポスト「3・11社会」への復興である新しい福祉型社会への転換を否定するものである。

がれきの街に憲法が生かされ、人間らしく生きることのできる社会復興でなければならない。



湾市長を2期務め、2年前の沖縄県知事選挙に出馬、惜敗したが、この時、仲井真現知事も「県外移設」と言わざるを得ないほどの状況を作った。

伊波氏は、沖縄の基地は、66年前の沖縄戦で県民のほとんどが捕虜収容所等に入れられた時に、米軍が自由に建設したのが始まりで、普天間基地は住宅密集地の中央にあり、米軍機の昼夜の激しい訓練は増加し世界一危険な飛行場だ。普天間問題は日米安保条約の矛盾を大きく映す鏡だ。96年、日米両政府は県民の世論におされ、普天間基地を全面返還することを合意したが、代替ヘリポートの建設を返還の条件とし、辺野古に新基地建設をする、さらにこれをV字型滑走路にするとの米国の要求を受け入れ、普天間基地の危険な状態は放置され続けている。その後、ウィキリークスが辺野古が「中国有事」のための基地であることを暴露し、米国の戦争のための米軍再編・強化に他ならない実態が明白になった。しかし、中国は、'20年には経済力で米国を抜き日本の4倍の経済大国になると予測されるが、脅威ではなく平和的台頭だとし、今、日本が選択すべき道は、沖縄から米軍基地をなくし、軍事的緊張をなくし、中国や東南アジアの国々との平和な関

係を築くことだと強調。

柳澤氏は、防衛庁（現防衛省）に入り、'97年日米防衛協力指針改定時の責任者、防衛研究所所長を歴任。'09年に官房副長官補を退官するまで5人の総理の下、一貫して安全保障を担当してきた。官邸では、イラクへの自衛隊派遣から撤収までの実務責任者として政治的意思決定に関与してきた。この中で、柳澤氏は「日米同盟」を維持することを最大の国益としてきたが、イラク戦争に関わる中で、これが揺らぎ始めたと言う。退官後、民主党が、選挙公約で「普天間基地は最低でも県外」としながら、鳩山首相（当時）が8か月後に突如「抑止力」を理由に公約を破棄。総理になって8か月も経過して「抑

昨年11月23日、伊波洋一氏（前宜野湾市長）と柳澤協二氏（元官房副長官補―安全保障・危機管理担当）による対談形式の集会を開催した。この企画は、昨年5月の憲法集会の講師松竹伸幸氏（かがわ出版東京オフィス所長）が、日米安保への立場は違うが普天間基地撤去では同じ意見のお二人の対談を京都・神戸で行う予定と話されたことに触発され、「たかさき法律事務所9条の会」世話人会で、札幌でも是非ということになり、医師、大学教授、童話作家等13名の呼びかけ人による実行委員会方式で、松竹氏にコーディネーターをお願いし実現した。

伊波氏は、普天間基地のある宜野



満席の道新ホール

止力」「日米同盟基軸」を持ち出す等のあまりにも無責任な姿勢が、元防衛省高官の怒りに火をつけた。

米国でさえイラク戦争を「無謀な戦争」だったとイラクからの撤退を決めた今、これを支持した日本が、イラク戦争の検証なしに、「アメリカだけを向いた戦略」から国際協調への転換の道筋は生まれないと強調。

さらに、柳澤氏は、大震災後の東北に行き、被災地を目の当たりにすると涙なしにはいられなかった。今、3・11を契機に日本は変わらなければならぬと、関係のない消費税などいろいろな話を持ち出されている「流れ」に、普天間だけでなく、国全体がおかしくなっていると感じる。

「普通の国」とは、通常、武器を持ち戦争できる国の意味で使われるが、憲法を持ち出すまでもなく、「普通の国」とは、戦争をしない平和な国のことだと考える。そのため今、自分が何をなすべきかを考えることが大切だ。その時、東北と沖縄の基地問題も一つつながるし「日米同盟」のあり方や国のあり方の道筋も考えられる。

普天間の問題も、そもそも米国の海兵隊が直接日本を守ることになっていないのであって、米国にとつて普天間・辺野古という必然性はない。

安全保障では、米国に頼らない日本をこれから作っていかねければならない。その立場で、普天間問題は解決していかなければならないと強調。

柳澤氏は、防衛官僚は憲法の制約の中で必要なことをするという能力が問われ、その意味で基本的に護憲派が多いと言う。防衛官僚としての40年、数えきれないほどの修羅場や決断を迫られる場面を経験されたであろう柳澤氏は、熱心に誠実に仕事を果たし続けてこられただけに、「自分の存在が日本の平和に役立ったか」という防衛官僚としての人生の意義に関わる検証が「第2の人生の原点」なのだとは実感した。

お二人は、例えば中国問題でも、



熱く語る出演者

柳澤氏が中国を「軍拡」だと認識され伊波氏とは異なるなど、いろいろな問題に対する立場は違っても、日本と世界の平和を願い、その問題を専門的に深く掘り下げてこられた。とりわけ、お二人に共通するのは自分の足で現地に赴き見聞・調査・検証し問題意識を深め、あるべき道筋を導き出しておられることで、大変説得力があった。松竹氏の絶妙なコーディネートもあり、これまでない多角的視点から、普天間基地問題を同じ平和の問題を捉えることができ、確信と自分自身が動き出す力を与えていただいた。柳澤氏の立場を考えると、退官後の活動は、強い信念と勇気に裏付けられなければできないものと深い感銘を受けた。また、宜野湾市に生まれた伊波氏の活動は、平和のために生涯をかけて沖縄・日本を変えよとの情熱と理論そして強い意志に支えられているのだと強く心を打たれた。

立場は違っても「一致点」で協同していくことの重要性を改めて確信し、会場の道新ホール一杯の660名の参加者の熱気とともに忘れられない集会となった。

なお、この対談は書籍として出版される予定です。是非ご購入下さい。

東日本大震災と道内への 避難者の救済活動

弁護士 島田 度

域外からの避難者の支援活動に力点を置いて活動しています。避難対象区域外であっても線量が高い地域は多く、いわゆるホットスポット並の数値が計測されることも少なくありません。そのような状況下で、我が子の生命・健康を守るために断腸の思いで故郷を離れる決意をした方々を、どうして責められるでしょうか。私たちも、同じ状況に置かれたら同じ選択をしたのではないでしょう。避難者の方々のお話を聴く度に、そのような思いを強くします。

東日本大震災が発生してから約9か月が経ちました。

しかし、復興はいまだ全く見通しが立たず、被災者の多くは今なお苦しい生活を強いられています。本稿では、道内に避難している被災者の現状と弁護士への支援活動についてご報告します。

北海道には、道が把握しているだけでも3000名を超える被災者が避難してこられており、うち約2000名は福島からの避難者です（昨年10月時点）。原発事故による放射能被害を避けるために避難して来られた若いご両親や小さいお子さん

が多いのが特徴的です。

原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）は昨年8月、原発事故による損害賠償についての中間指針を発表し、これを受けて東電は、被災者に損害賠償請求書類を送付しました。しかし、この請求書は分厚く難解で、書くだけでも一苦労であり、さらに被災者からの今後の請求を封じるかのような文言をさりげなく紛れ込ませていたり、極めて問題が多いものでした。

こういった状況の下、札幌では、道内の被災者の方々に支援するため、弁護士団が立ち上がりました。

私は、この弁護士団で、避難対象区

原賠審は、昨年12月6日、対象区域外避難者の中の間指針追補を発表しました。

この追補によって、損害賠償の対象となる地域はわずかながら広がりしましたが、まだ十分とはいえません。何より、損害賠償の金額が一人あたり8万円（子ども、妊婦については40万円）と極めて少額にとどまっていることは不当です。故郷も仕事も失った人々に対する賠償額として、これでは全く不十分であることは、誰の目にも明らかだと思います。

今後も、原発事故被災者支援弁護士団の活動に対して、ご支援・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

非正規労働者の 権利実現のために

弁護士 齋藤 耕

昨年9月17日、北大クラーク会館で、市民集会「まっとうなワークルールと元気の労働組合で なくそう！ ワーキングプア」が開催され、非正規労働者の権利実現のため、活発な議論が交わされました。

また、非正規労働者、特に派遣労働者が不安定な地位で、かつ、劣悪な労働環境の下で働かされる深刻な労働実態が明らかになりました。

そして、これを改善するために、労働者が団結し、声を挙げることの重要性が確認されました。

さらに、派遣労働者の権利を擁護するためには、最低限、下記の2点について派遣労働法を改正することが求められます。

第一に、2004年の法改悪により、製造業への派遣が認められてから、派遣労働者が危険な現場で安易に働かされた結果、派遣労働者の労災事故が増加しました。

こうした事態を生じさせないため、製造業への労働者派遣を全面的に禁じる必要があります。

第二に、登録型派遣制度は、派遣労働者の地位を非常に不安定にするものであるため、これも全面禁止とすることです。

ところで、昨年経団連は、労働法規の規制強化を批判する内容の「経団連成長戦略2011」を公表しました。



非正規労働者の実状報告

野田内閣は、このような財界の意向に従い、同年11月、労働者派遣法改定案から、製造業派遣・登録型派遣の原則禁止条項を削除することを自・公と合意し、強引に法案を成立させようとした。

しかし、3党合意では、派遣労働法を完全に骨抜きにするものであり、非正規労働者が人間らしく働けるための法改正が急がれます。

独立のごあいさつ

弁護士 吉田 玲英

弁護士登録してから一年が経ちました。未熟な弁護士に過ぎませんが、一つの区切りとして、この度、独立して事務所を開設することにしました。

たかさき法律事務所在職中は依頼者や関係者の皆様にご愛顧を賜りありがとうございました。今後とも、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願ひ申し上げます。



2年もく しします

「アラ還」で、体力の衰えを感じつつも好奇心を膨らませ、いろいろなことに



弁護士
高崎 裕子



弁護士
高崎 暢

11月23日の集会で、改めて日本の危うさを考えさせられた。講演「アラブの春」で、テレビの画像と違った民衆の抵抗に感動した。各地の「脱原発」の動きは私を励ましてくれる。しかし、マスコミは、これらの動きをほとんど報道しない。私は、「広告収入に屈することなく、ペン」の力で、国民に事実を知らせてくれ。」とマスコミに向かって叫んでいる。その叫びの声は日々大きくなる。

挑戦したいと思っている。佐渡裕氏指揮、ベルリン・ドイツ交響楽団のコンサートはとても魅力的だった。知らない曲目はすつと入っていけない私が、最初からその世界にぐいぐいと引き込まれた。小川のせせらぎかと思うと大きな波のように、その光景が彩かに浮かび感動した。音楽の力」を実感した。



弁護士
齋藤 耕

昨年結成された北海道タクシー労働者弁護団に参加して、1年。

タクシー運転手の皆さんの労働環境には、驚くばかりです。私達が、安心してタクシーを利用できるように、労働条件の改善は、不可欠と考える毎日です。



弁護士
島田 渡

昨年は、史上稀に見る惨禍に見舞われた1年でした。

故郷・仙台に帰省するたびに、今なお

残る破壊の爪痕を見せつけられます。

このようなことが二度と起こって欲しくないとか心から念じるとともに、被災者の方々の力になれるよう、今年も微力を尽くしていきたいと思えます。

本年もよろしくお願い申し上げます。

（元旦、国立競技場でのベガルタ仙台の奮闘を観戦しながら） ↑願望（妄想？）



弁護士
山内 崇史

最近、体重が徐々に増えています。

今までは年齢のせいと言いついて聞かせてきました。ついに店員さんに今まで着たことのないLサイズをすすめられる所まで来てしまいました。

頑張つてMサイズを買いましたが、結果、後悔することには……

背伸びせず、現状を受け入れることの大切さを知りました。



弁護士
白 諾見

フィオナという子猫が我が家にやって



きました。観葉植物をよじ登ったり、鉢の土を掘り出したりしますので、観葉植物たちを書斎に避難させました。背丈ぐらいあるウンベラータが5本も集まると、そこはまるでジャングル。ドアを閉め忘れようものなら、フィオナはジャングルに探検に出かけ、土まみれになって帰還します……。世話の焼けるやつですが、嫌がられながらも、ほおずりしてしまふかわいいやつです。



弁護士
大友 淳子
おおとも じゅんこ

札幌に暮らし始めて3年、今年で四度の冬を迎えました。

皆さん意外に思われるかもしれませんが、故郷の宮城県は、平野部はほとんど雪が積りません。少しでも雪が積れば道路は大渋滞になります。

札幌に来た当初は、転ばぬよう恐る恐る

る雪道を歩いていましたが、今では転ばず走れる程になりました。今後さらに冬を楽しむため、雪道運転に挑戦してみようかと考えています。



弁護士
菅原 仁人
すげはら ひとひと

妻と3泊4日で台北旅行に行ってきた。生憎、滞在時間が短かったため、台北と九份しか観光できませんでした。いろいろな美味しいものを食べ、多くのものを見ることができたので、とても充実した旅行になりました。出発前は言葉が通じるか不安でしたが、台北市内のお店では日本語でやり取りができました。不自由を感じませんでした。台北は海外旅行の初心者にお勧めです。



弁護士
高橋 健太
たかはし けんた

お正月といえば初詣、初詣といえばおみくじですよ。占いは信じないタイプなのに、おみくじだけはなぜか毎年買っています。昨年は、大吉だったにも

かわからず、「仕事 慎重に事を行え。」
「恋愛 焦りは禁物。」などの行動制御系の記載が多く、複雑な気持ちになりました（神様、僕はそんなに落ち着きがないですか）。今年は何が出るかわかりませんが、何が出てても充実した年になるようにまた一年間精進したいです。



弁護士
野田 晃弘
のだ けいこう

最近、色々な小説を読むのがマイブームです。ジャンルは、ミステリー、経済小説、時代小説などであり、偏り無く読むような心がけています。日常では経験できない話を読むことで、良い気分転換になるとともに、感銘を受けることもあります。

年末年始は本を読む時間的余裕がありません。何を読もうか考えている最中です。





弁護士

皆川 洋美
みながわ ひろみ

このたび、旭川での実務修習を終え、
弁護士としての第一歩を踏み出すことと
なりました。

私が法曹を目指したきっかけは、「お
前（私のこと）が間違っていると感じたこ
とは、きつと間違っているんだから、それ
を間違っている！と言える仕事に就いたら
いい。」という叔父の言葉でした。

この言葉に影響され、自
分が憤りを感じる諸問題を
解決することができると
職業であることから、弁護士を
志しました。

今は、生まれ育った札幌
で弁護士として働くことが
できることの喜びを感じる
とともに、依頼者の方々の
権利を扱う職責を考えると
自分の未熟さが恐ろしくな
り、日々勉強し、精進して
いかなければならないと強く感じていま
す。

真摯に目の前の人の話に耳を傾け、誠
実に職務に取り組んでいきたいと思いま
す。

法曹としても、人間としてもまだまだ
未熟ですが、今後のご指導ご鞭撻を賜り
ますよう、よろしくお願い致します。

心から歓迎します

弁護士 高崎 暢

新人のもつフレッシュさが先輩
弁護士や職員をちょっぴり緊張させ、
心地よい刺激を与える。その緊張と
刺激が事務所を後押しする。

あなたが弁護士を志したものを大
切にして欲しい。それは弁護士像と
重ねたあなたの夢の実践でもある。
そして、そのための日々の努力は当
然にして、その努力が生涯求められ
ることも覚悟して欲しい。

今、日本は、構造改革回帰か、新
しい福祉社会をめざすのか、せめぎ
合いのときである。弁護士として、
貧困と格差の拡大を止め、憲法25条
に基づいた健康で文化的な生存権の
実現を求めることは当然であるが、
ひとりの人間として、こつした問題
にも目をそらすことなく向き合っ
て欲しい。

時代の流れの本質を見抜き、身を
挺してまで流れに抗うことのできる、
洞察力と信念、情熱と行動力を持つ
た弁護士になつて欲しい。

あなたなら、それができる能力と
行動力、理性と情熱を持っているこ
とを、私たちは知っている。

司法修習生の 給費制維持について

弁護士
高橋 健太



司法修習費用の給費制は、1年間の暫定延長期間が終了し、昨年11月1日、給費制を貸与制に移行する裁判所法が施行されました。これにより、司法修習費用をめぐる議論は終了したかのような様相を呈していますが、全くそんなことはありません。今後、国会において、給費制存続を内容とする法案修正がなされる可能性を十分に残しています。司法修習は、昭和22年戦後の荒廃の状況下、司法の分野において、国民の基本的人権を守り、社会正義の実現を図ることができ、バランス感覚のある法曹を育成するため、司法の担い手である裁判官・検察官・弁護士の「統一修

習」として始まり、給費制は、上記の目的に資する人材を幅広く集め育てるために、経済的事情で法曹への道を閉ざすことのないよう、国が修習期間中に限り給与を支給する制度として発足しました。このように、給費制は、司法修習制度の理念と密接不可分ですから、法曹養成制度全体の見直しと関連付けて慎重に議論されるべき問題であり、現時点において法曹養成制度の議論と切り離して貸与制へ移行することは妥当ではないと考えます。



趣味コラム



ママチャリ12時間 耐久レースに参加して

弁護士 山内 崇史



昨年の7月、十勝スピードウェイで開かれた全日本ママチャリ12時間耐久レースに参加しました。事務所弁護士4名を含め6名の弁護士でチームを結成しました。

サーキットを自転車で回ることができる珍しさど日頃の運動不足が解消できるとの思いから、気軽に参加しました。しかし、サーキットは想像以上に起伏が激しく、特に、最終コーナーの長い坂道には、呼吸も足の筋肉も悲鳴をあげながらの走行となりました。「なぜ自分達はこんななについ思いをしなから自転車に乗り続けているのだろうか」という的をついた自問自答から、目標を見失うことが数度ありましたが、何とか無事に完走することができました。順位は別として、ゴールした時には重度の疲労と同時に達成感で一杯でした。いつになるかわかりませんが、再度、挑戦できたらなと思っています。

第50回 110番 過労死

弁護士
高橋 健太



◆110番活動

毎年11月の第3土曜日（昨年11月19日）に実施している無料電話相談「過労死・過労自殺110番」を、昨年にも実施しました。通算50回目の「110番」でした。今回も、家族が過労自殺した疑いがあるという相談、また、過労死しても不思議ではないほどの長時間労働に従事している予防相談など、様々な相談が寄せられました。

◆専門検討会報告

昨年11月8日、「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」（厚労

省）から、報告書が提出されました。同報告書の目的は、精神障害が急増していること（精神障害の労災申請件数は、平成10年の42件に対し、平成22年は1181件にのぼっています）、審査期間の長さ（平均8・6か月）などに鑑み、認定基準の見直しを行い、精神疾患に関する労災手続の迅速化・効率化を図ることです。もともと、新しい認定基準を見てみると、例えば、1か月に80時間以上の所定時間外労働が続いても直ちに心理的負荷が「強」とは認められず、「強」の具体例として、「発症直前2か月に連続して1か月120時間以上」、「発症直前3か月に連続して1か月100時間以上」が挙げられており、心理的負荷が「強」と認定される具体例のハードルが高いように感じられます。また、このような基準が形式的に適用されれば、判断が硬直化し、本来労災と認定されるべき事案が労災と認定されないことが懸念されます。今後、上記認定基準が柔軟に運用されるように監視すること、そして、必要に応じて上記認定基準のさらなる修正（心理的負荷が「強」と判断される基準を下げる

ことなど）が必要であると考えます。

労災事件
ファイル1

労災申請の前の
証拠保全

弁護士 白 諾貝

一昨年末、59歳の男性の過労自殺の相談を受けました。労働時間の管理がなされていない可能性もあると感じたことから、労災申請前に、労働時間の立証に役立つ資料を集めるため、証拠保全の申立てを行いました。

案の定、会社には、残業が存在しないという事実に対する勤務時間報告書がありました。もちろん、証拠保全の目的はこれではありません。亡くなった方は、仕事でパソコンを使用していましたので、その起動時間等を調



べ、労働者の出勤時間と退勤時間を割り出すことが証拠保全の目的だったのです。

幸いにも、約2か月間のデータを入手することができ、これをもとに労働時間を集計したところ、亡くなる直前には、1か月あたり100時間を超える残業をしていた事実が明らかになりました。証拠保全の成果を整理して、労災申請を行ったところ、先日、労災が認められたといううれしいお電話をいただきました。

もし、証拠保全を行っていなかったら、事実と反する勤務時間報告書だけが提出され、あたかもこれが真実かのように扱われていた可能性もありましたので、本件は、証拠保全の申立てに踏み切って正解だったというべき事案でした。

労災事件 ファイル2

過労うつで

労災認定

弁護士 菅原 仁人

販売店の副店長をしていたAさん（当時37歳）のうつ病が、労災と認定されました。

長年事務職を担当していたAさんは、配置換えにより販売店の副店長に異動となり、その引継ぎ等により、毎月100時間を超える長時間労働を余儀なくされました。長時間労働により体調を崩したAさんに対して、追い打ちをかけるように、会社は、具体的な事実を告げることすらせず、部下に対してパワハラを行っている等と一方的な非難を始めました。その上、Aさんを販売店から飲食店に異動させ、マネージャーに降格させました。長時間労働により精神的に追い詰められ、会社からいわれのない非難を受け、弁解の機会さえ与えられなかったAさんのショックは大きく、それ以後出社することができなくなりました。

労災事件 ファイル3

短期間の長時間

労働で労災認定

弁護士 野田 晃弘

昨年8月3日、病院の施設警備に従事していたBさん（男性・被災当時53才）が発症した脳内出血が業務に起因するものと認める労災認定を得ることができました。

Bさんは、働き始めてからわずか約1か月でしたが、その1か月という短期間に長時間労働に従事していました。

本件の特徴は、短期間での長時間労働と疾病の間の業務起因性が認められたという点です。

労災というと、長期間の加重労働をしなければ認められにくいという誤解もあるかもしれませんが、1か月という短期間でもその間に長時間労働をすれば、労災が認められることがあることは、本事件からも明らかです。

働き始めて日が浅くともその間の労働により体調不良になられる方がおりましたら、あきらめることなく、まずは弁護士にご相談してみてください。



シリーズ 労働者はいま



① ホテル従業員について

弁護士 白 諾貝

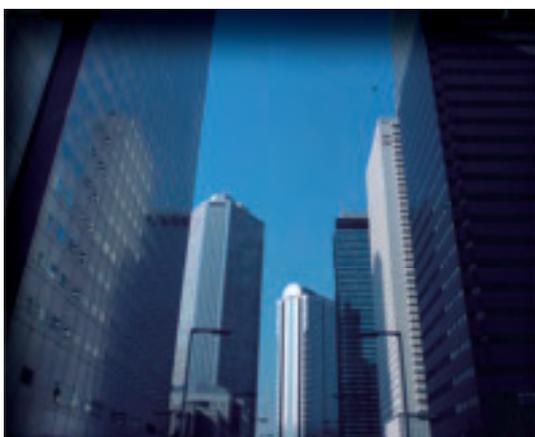
どれだけ残業しても、残業代が発生しないという相談を受けた。2回もだ。しかも、そのいずれも名の知れたホテルの従業員。今どき、そんな明確な労基法違反を労基署が放っておくわけないだろうと思って聞いていたら、労基署から違法ではないというお墨付きをもらっているような。

からくりはこうだ。基本給12万円、手当12万円。つまり、基本給は最低賃金法にいう最低賃金額に近い金額で計算され、手当はすべて固定の残業代という仕組みである。なるほど、よく考えたものである。今の北海道

だったら、100時間残業させても、残業代は発生しない。労基署も手が出ないわけだ。

ただ、過労死事件も扱う弁護士としては、残業時間100時間という点を見過ごせない。訴訟を提起した。会社側は、100時間働かなくても定額の残業代がもらえるわけだから、むしろ労働者に有利な賃金体系だと主張してきた。失礼だが、準備書面を読んで鼻で笑ってしまった。毎月100時間近く働かせようとしていて、何を言っているんだか。

札幌地方裁判所で一審判決が下さ



れた。長時間すぎる残業を予定した固定給の合意は認められなかった。会社側は控訴し、舞台は札幌高等裁判所に移っている。

サービスの向上⇨従業員の長時間労働、そんな構図が見え隠れするホテル業界。せめて従業員の募集広告に「月収24万、残業100時間まで一切残業代ありません」と明記したらどうだろうかと思う。

② 『萬世閣事件』の終了 と今後の闘い

弁護士 齋藤 耕

長時間のサービス残業が慢性化し、パワハラが横行するなどしていた株式会社萬世閣で、労働条件改善を求め、従業員が労働組合を結成し、3年が経過した。

その間、会社は組合結成の目的が一部の人間の金目当てであり、従業員らの要求には理由がないと主張していたが、道労委も、裁判所も、労働者側の主張を認めた。

劣悪な労働環境に置かれたタクシ－労働者の過酷な労働条件を改善するため、弁護士13名で、タクシ－労働者支援弁護団が結成されました。弁護団は、シンポジウム等の開催

③タクシ－弁護団の活動

弁護士 大友 淳子

そして、昨年秋、会社は、責任を認め、多くの裁判で和解が成立した。今後、職場内の労働環境を改善させるため、労働組合が厳しく監視していくことが強く求められる。



タクシ－運転手の労働条件の改善を求めて

やタクシ－ホットラインによる相談活動を実施するとともに、時間外・深夜割増賃金の支払請求や雇い止めの阻止等のための訴訟活動を行っています。北海道だけではなく、全国のタクシ－労働者の労働条件向上を目指し、今後も全力で取り組んでいきたいと考えています。

詳しい活動内容は、弁護団のホームページをご覧ください。

HP / <http://www.h-taxi-bengodan.org>

**好評！
即日・休日
相談対応**

1 即日相談…その日のうちに相談を希望される方に対し、平日午後3時から午後7時までの間で、ご相談に応じます。まずはお電話を下さい。

2 休日相談…土曜日、日曜日、祝日の相談希望者にも対応します（一部、対応できない日もあります）。事前予約のお電話をお願いします。



相談受付電話番号

011-261-7738

(平日午前9時15分から午後5時30分まで)

FAX (011-261-7718) は24時間受付

**「命より大切な仕事って
何ですか？」**

「家族の会」と「全国弁連」は、過労死防止基本法の制定を求め、100万人署名運動をスタートさせました。署名にご協力下さい。



事務所で扱っています。是非お問い合わせを！

困ったときに役立つ



『最新くらしの法律相談ハンドブック』（自由法曹団編・旬報社）が刊行されました。様々な法律問題を解説しています。なお、当事務所からも、高崎暢弁護士が執筆に協力しています。

無言館鑑賞報告 弁護士 吉田 玲英

昨年11月15日、ドキュメンタリー映画『無言館』を事務所の研修の一環として鑑賞した。

志を果たすことなく戦場に散った画学生。絵描きになりたいと願いながら、一枚の画布、一冊のスケッチ帖に「いのちの証」を刻み込んで戦地に発った若者たち。

無言館には、その画学生が残した作品を展示している。館長の窪島氏が、「こういう時代だからこそ、彼らが生きていたことの証を守ることで、いのちの大切さを、戦争を知らない世代に伝えていかなければならない。」と語った言葉が印象的だった。

退職のご挨拶

事務局 横倉 友子



去る8月末退職いたしました。事務局の仕事を通じてまた周りの

方々との交流で多くのことを学ぶことができました。これらの経験を今後活かして生きたいと思っています。皆様には大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

女性法律家協会の本の紹介

日常のくらしの中でのさまざまなトラブルに対して、女性法律家協会の女性弁護士が解決の方法をまとめました。当事務所の高崎裕子弁護士と大友淳子弁護士も執筆しました。



事務局からのご挨拶

昨年5月に、新事務所に移転し、新たな環境での再スタートとなりました。新事務所にも慣れてまいりましたので、今年はいよいよ一層、機動性を發揮し依頼者の皆さんのニーズに応えられるよう、事務局一同がんばっていきたいと思います。本年もよろしくお祈り致します。



新年は1月10日（火）より業務を開始します。

編集後記

2012年新春号をお届けいたします。本年も皆様にとって佳い年でありますようお願いいたします。（は）